第三・二十条　小型貨物及び免除

1　私人である者から私人である者に対して小包として送付される産品又は旅行者の手荷物の一部を構成する産品は、原産品として認める。ただし、当該産品が、貿易により輸入されるものでないこと（注）及びこの章に定める要件を満たすものとして申告されたものであることを条件とし、かつ、その申告の真実性について疑義がない場合に限る。

注　不定期の輸入であって、受領者若しくは旅行者又はこれらの家族の個人的な使用のための産品によってのみ構成されるものは、商業的目的のものでないことが当該産品の性質及び数量から明らかである場合には、貿易による輸入とみなしてはならない。

2　1に規定する産品の価額の総額は、次に掲げる額を超えてはならない。ただし、その輸入が原産地に関する申告に係る義務を回避することを目的として別個に行われたと合理的に認め得る輸入の一部を構成しないことを条件とする。

(a)　欧州連合については、小包の場合には五百ユーロ又は旅行者の手荷物の一部を構成する産品の場合には千二百ユーロ。欧州連合構成国の他の通貨について用いられる額については、ユーロで表示される額に対する当該通貨による各年の十月の最初の就業日における相当額とする。当該相当額については、当該就業日に欧州中央銀行によって公表される額とし（ただし、各年の十月十五日までに欧州委員会に対して異なる額が通報される場合を除く。）、及び翌年の一月一日から適用する。欧州委員会は、日本国に対して関連する額を通報する。

(b)　日本国については、十万円又は日本国が設定する額

3　各締約国は、輸入締約国が第三・十六条2に規定する関税上の特恵待遇の要求に関する要件を免除した産品の輸入について、当該関税上の特恵待遇の要求の根拠を求めないことを定めることができる。

第三・二十一条　原産品であるかどうかについての確認

1　輸入締約国の税関当局は、自国に輸入された産品が他方の締約国の原産品であるかどうか又はこの章に定める他の要件を満たすかどうかを確認するため、第三・十六条に規定する関税上の特恵待遇の要求を行った輸入者に対して情報の提供を要求することにより、危険性を評価する方法（無作為抽出を含む。）に基づく確認を行うことができる。輸入締約国の税関当局は、税関への輸入申告の時、産品の引取りの前又は産品の引取りの後に確認を行うことができる。

2　1の規定に従って要求される情報には、次に掲げる事項以外の事項を含めてはならない。

(a)　原産地に関する申告が第三・十六条2(a)に規定する関税上の特恵待遇の要求の根拠である場合には、当該原産地に関する申告

(b)　産品の統一システムの関税分類番号及び用いられた原産性の基準

(c)　生産工程についての簡潔な記載

(d)　原産性の基準が特定の生産工程に基づくものである場合には、当該生産工程についての具体的な記載

(e)　該当する場合には、生産工程において使用された原産材料及び非原産材料についての記載

(f)　原産性の基準が「完全に得られるものであること」である場合には、該当する区分（収穫、採掘、漁ろう、生産された場所等）

(g)　原産性の基準が価額方式に基づくものである場合には、産品の価額及び生産において使用された全ての非原産材料又は価額の要件の遵守を確保するために適当なときは生産において使用された原産材料の価額

(h)　原産性の基準が重量に基づくものである場合には、産品の重量及び産品に使用された関連する非原産材料又は重量の要件の遵守を確保するために適当なときは産品に使用された原産材料の重量

(i)　原産性の基準が関税分類の変更に基づくものである場合には、全ての非原産材料の一覧表であって、当該非原産材料の統一システムの関税分類番号（原産性の基準に基づく二桁番号、四桁番号又は六桁番号の様式によるもの）を含むもの

(j)　第三・十条に規定する変更の禁止に関する規定の遵守に関連する情報

3　輸入者は、要求された情報を提供する場合には、確認の目的に関連すると認める他の情報を追加することができる。

4　輸入者は、輸入締約国の税関当局に対し、関税上の特恵待遇の要求が第三・十六条2(a)に規定する原産地に関する申告に基づくものである場合において、要求された情報がその全てについて又は一若しくは二以上のデータの要素に関連して輸出者から直接提供され得るときは、その旨を通報することができる。

5　関税上の特恵待遇の要求が第三・十六条2(b)に規定する輸入者の知識に基づくものである場合において、確認を行う輸入締約国の税関当局が、1の規定に従って情報の提供を最初に要求した後、産品の原産品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、当該税関当局は、輸入者に対して情報の提供を要求することができる。当該税関当局は、適当な場合には、輸入者に対して特定の文書及び情報の提供を要求することができる。

6　輸入締約国の税関当局は、関係する産品について確認の結果が出るまでの間関税上の特恵待遇を与えることを停止することを決定する場合には、適当な予防措置（担保を含む。）に従うことを条件として、輸入者に対して当該産品の引取りを提案する。関税上の特恵待遇の停止については、当該産品の原産品としての資格又はこの章に定める他の要件が満たされていることが輸入締約国の税関当局によって確認された後できる限り速やかに解除する。

第三・二十二条　運用上の協力

1　両締約国は、この章の規定の適正な適用を確保するため、産品が原産品であるかどうか及びこの章に定める他の要件を遵守しているかどうかを確認するに当たり、各締約国の税関当局を通じて協力する。

2　関税上の特恵待遇の要求が第三・十六条2(a)に規定する原産地に関する申告に基づくものである場合において、確認を行う輸入締約国の税関当局が、前条1の規定に従って情報の提供を最初に要求した後、産品の原産品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、当該税関当局は、更に、当該産品の輸入の後二年以内に輸出締約国の税関当局からの情報の提供を要請することができる。当該情報の提供の要請においては、次に掲げる情報を含めるべきである。

(a)　原産地に関する申告

(b)　当該要請を送付する税関当局を特定する事項

(c)　輸出者の氏名又は名称

(d)　確認の対象及び範囲

(e)　該当する場合には、関連する文書

輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の税関当局に対し、当該情報に加えて、適当な場合には、特定の文書及び情報の提供を要請することができる。

3　輸出締約国の税関当局は、自国の法令に従い、記録を検討するため及び産品の生産において使用された設備を視察するために、証拠の請求を通じて文書を要請し、又は輸出者の施設を訪問することによって行う審査を要請することができる。

4　2に規定する要請を受領した輸出締約国の税関当局は、輸入締約国の税関当局に対して次に掲げる情報を提供する。ただし、この4の規定は、5の規定の適用を妨げるものではない。

(a)　入手可能な場合には、要請された文書

(b)　産品の原産品としての資格についての意見